

社会福祉法人千里会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千里会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席費用弁償等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の費用弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の費用弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 週平均8時間以上業務にあたる役員については、別表2により報酬を支給する。

(2) 業務執行理事以外の職員と兼務している役員ならびに、非常勤役員・評議員については、報酬は支給しないものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会および評議員会に出席したときは、別表1により1日分の費用弁償費を支払うことができる。なお、報酬は支給しないものとする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が第三者委員会に出席したときは、別表1により1日分の費用弁償費を支払うことができる。なお、報酬は支給しないものとする。

(出張旅費)

第7条 役員等が法人業務のため旅行するときは、社会福祉法人千里会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の承認を経なければならない。

付 則

この規程は、令和元年7月1日より適用する

平成25年1月1日 制定

平成30年4月1日 改定

令和元年7月1日 改定

別表1

名 称	費用弁償費
理事会出席費用弁償費	10,000円
評議員会出席費用弁償費	10,000円
苦情対応第三者委員	10,000円

別表2

①

名 称	月額報酬	備 考
理事長役員報酬	1,500,000円	
業務執行理事役員報酬	500,000円	職員との兼務がない場合

②

夏季賞与	報酬月額×1.2ヶ月
冬季賞与	報酬月額×1.2ヶ月